

(様式4)

平成25年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	藤崎町文化センター等文化施設 (藤崎町文化センター・藤崎公民館・ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢・常盤ふるさと資料館あすか)
指定管理者名	特定非営利活動法人藤崎町文化協会
指定期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日(1年目)
施設所管課	藤崎町教育委員会生涯学習課

1 施設の概要

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

設置年月	藤崎町文化センター：平成8年1月 藤崎公民館：平成17年3月	根拠条例等	藤崎町文化センター条例 藤崎公民館条例
設置目的	「藤崎町文化センター」 町民の芸術文化の振興を図り、教養を高め、もって福祉の増進に寄与する。 「藤崎公民館」 社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定に基づく。		
施設内容	ホール・楽屋・会議室・実習創作室・多目的ホール・研修室・和室		
利用料金	<p>①各室利用料(電気・冷暖房使用料含む)※1時間単位(準備・片づけ含む)</p> <p>○ホール：7,000円 ○楽屋1：200円 ○楽屋2：200円 ○会議室：610円 ○実習創作室：820円 ○多目的ホール ふじの間：1,020円 ○多目的ホール 王林の間：610円 ○多目的ホール つがるの間：610円 ○研修室：400円 ○和室 桜の間：200円 ○和室 桐の間：400円 ○和室 楓の間：400円</p> <p>(注)ホールの附属設備及び機器類の使用料は別途かかる。</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。</p>		

開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日（毎月第3日曜日の翌日は除く） (2) 毎月第3日曜日 (3) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (4) 前項(1)及び(2)が国民の祝日にあたる時は、その翌日
開館時間	午前9時から午後10時まで

（ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢）

設置年月	ふれあいずーむ館：平成11年3月 藤崎町図書館大夢：平成11年3月	根拠条例等	ふれあいずーむ館条例 藤崎町図書館条例
設置目的	<p>「ふれあいずーむ館」 町民の生涯学習の推進及び社会教育の振興を図り、町民の自由な利用に供し、もって福祉の増進に寄与する。</p> <p>「藤崎町図書館大夢」 藤崎町は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、町民の自由で公平な利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等の社会教育の向上に資する。</p>		
施設内容	ふれあいひろば・展示ホール・集会室・視聴覚室・研修室・調理室		
利用料金	<p>①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む）※1時間単位（準備・片づけ含む）</p> <p>○ふれあいひろば 水仙の間：1,040円 ○ふれあいひろば 秋桜の間：1,040円 ○ふれあいひろば 鈴蘭の間：1,040円 ○展示ホール：1,050円 ○集会室：620円 ○視聴覚室：620円 ○研修室 紫陽花の間：200円 ○研修室 向日葵の間：200円 ○調理室：290円</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。</p>		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日（毎月第3日曜日の翌日は除く） (2) 毎月第3日曜日 (3) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (4) 前項(1)及び(2)が国民の祝日にあたる時は、その翌日 (5) 館内整理日（毎月末日及び多量の図書を受け入れた日及びその翌日等）		
開館時間	ふれあいずーむ館：午前9時から午後10時まで 藤崎町図書館大夢：午前9時から午後5時まで		

(常盤ふるさと資料館あすか)

設置年月	平成8年11月	根拠条例等	常盤ふるさと資料館あすか条例
設置目的	町民の芸術文化活動の推進及び藤崎町の文化の発展に資する。		
施設内容	展示室・廊下（展示ギャラリー）		
利用料金	<p>①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む）</p> <p>○展示室 午前9:00～12:00：4,800円 午後12:00～16:30：6,400円 全日9:00～16:30：11,200円 16時30分以降1時間につき：1,500円</p> <p>○廊下（展示ギャラリー） 午前9:00～12:00：1,200円 午後12:00～16:30：1,600円 全日9:00～16:30：2,800円 16時30分以降1時間につき：400円</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。</p>		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日 (3) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）		
開館時間	午前9時から午後4時30分まで		

2 指定管理者が行う業務

項目	業務内容
維持管理業務	施設・設備の維持管理、施設使用許可・利用料金の收受
企画運営業務	社会教育事業の企画運営

3 利用状況

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

(1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度(A)	2,662	2,879	2,177	4,604	2,730	3,173	4,045	3,455	2,463	2,082	3,188	2,316	35,774
平成 年度(B)													
(A)/(B)													
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度(A)	282	228	401	154	108	189	352	351	311	199	90	50	2,715
平成 年度(B)													
(A)/(B)													
増減要因等													

(ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢)

(1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度(A)	2,417	2,328	2,936	4,604	3,571	2,791	2,023	2,949	3,413	4,616	2,650	4,300	38,598
平成 年度(B)													
(A)/(B)													
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度(A)	170	233	349	247	119	172	207	202	221	268	159	333	2,680
平成 年度(B)													
(A)/(B)													
増減要因等													

(常盤ふるさと資料館あすか)

(1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度(A)	30	504	1,101	741	819	293	675	214	163	108	406	438	5,492
平成 年度(B)													
(A)/(B)													
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度(A)	113	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	116
平成 年度(B)													
(A)/(B)													
増減要因等													

4 収支状況

財源区分 (該当する番号に○)		1 指定管理料のみ	
	○	2 指定管理料+利用料金収入	
		3 利用料金収入のみ	
収入科目	金額(千円)	支出科目	金額(千円)
指定管理料	66,839	維持管理費	25,417
利用料金	5,698	事業費	48,527
その他	4,957	その他	0
合計 (①)	77,494	合計 (②)	73,944
		収支差額(①-②)	3,550

5 利用者満足度状況(アンケート調査、苦情要望等)

意見等の内容	対応実績等

6 評価結果

評価項目 (評価の視点)	指定管理者 自己評価	町所管課	
		評価	コメント
1. サービスの維持・向上に向けた取組みが行われているか。	B	B	
2. 利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	B	C	自主事業等の開催によって、施設の利用方法をPRする必要あり
3. 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	B	B	
4. 緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	B	B	
5. 指定管理料が適正に執行されているか。	B	B	
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	B	B	
7. 個人情報の保護	B	B	
全体評価	B	B	

【評価基準】

A (優) : 適正であり、優れた実績をあげている
 C (可) : 概ね適正であるが、一部改善を要する

B (良) : 適正である
 D (否) : 改善や更なる取組が必要